多摩市ふるさとTAMA応援寄附金返礼品等提供事業者募集要領

１　目的

ふるさと納税制度により多摩市（以下、「本市」という。）へ寄附いただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の品（以下、「返礼品」という。）を提供することにより、将来にわたって本市を応援していただけるよう、ふるさとTAMA応援寄附金の返礼品となる物品・役務を募集します。

２　応募条件

1. 返礼品提供事業者について

返礼品となる物品・役務を提供する法人、団体又は個人事業主（以下、「返礼品提供事業者」という。）は次の要件を全て満たす必要があります。

* 1. 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売・役務の提供等を行っていること。
  2. 市税を滞納していないこと。
  3. 返礼品の登録、受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続されたパソコン（ウインドウズ搭載）を有し、ブラウザ（Microsoft:edge,Google:chrome）により、インターネットページが閲覧できること。
  4. 法人にあっては多摩市暴力団排除条例（平成２５年多摩市条例第１４号）第２条第１号に規定する暴力団でないこと又はその代表者、役員若しくは使用人その他の従業員が同条第３号に規定する暴力団関係者でないこと、個人にあっては同号に規定する暴力団関係者でないこと。
  5. 政治団体でないこと。
  6. 宗教上の組織又は団体でないこと。
  7. 返礼品を用意するため、上記オに該当することを知りながら相手方と下請契約等を締結していないこと。
  8. 物品調達・梱包作業及び役務の利用券等の発行作業を含め、寄附者への返礼品提供に係る一連の作業が行えること。
  9. 返礼品を安定的に供給できること。（あらかじめ期間や数量を示して供給するものはその範囲内。）

1. 返礼品について

返礼品は次の要件を全て満たす必要があります。

1. 平成31年４月１日付総務省告示第179号第５条第１項に規定する総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）を満たすものであること。地場産品基準の該当状況については、最新の法令（解釈を含む。）、製造等の状況により判断をします。（過去に返礼品であったことは判断要素にはなりません。）
2. 公序良俗に反しないものであること。
3. 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。
4. 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
5. 業として生産しているもの又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成したものでないこと。また、当該物品又は役務以外に別途追加で購入等することが前提となっている物品又は役務でないこと。
6. 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市の返礼品として提供すること等について生産者・製造者の同意を得ていること。
7. 食料品・飲料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後一定期間（概ね１週間以上）の消費期限又は賞味期限を有していること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。
8. 役務の提供の場合は、多摩市内で提供されるものであって、原則として有効期限が発送日から３か月以上あること。なお、市外で利用不可となる措置を講じること。
9. 役務の提供の場合は、地場産品基準のほか、市内において提供される、次のいずれかの種類に属する役務（サービス）であること。なお、複数種類を組み合わせて提供する役務（サービス）であって、旅行業の登録が必要となる役務（サービス）を返礼品として応募する場合は、当該役務（サービス）の提供にあたり必要な旅行業の登録を認められている者であること。

① 宿泊（市内施設における宿泊）

② 観光（市内スポットへの観光 例：タクシーで巡るツアー等）

③ 体験（多摩市の魅力を伝える体験 例：市内ハイキングツアー等）

④ 食事（多摩市ならではの要素のある食事プラン等）

⑤ その他（多摩市のシティセールスに資するサービス 等）

1. キャラクター等を使用する場合等返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の承諾を得ていること。
2. 本市が求めた場合に、返礼品のサンプルを提供又はサービスについて現場での確認ができること（原則として無償提供）
3. 本市ふるさと納税関連ホームページ等に掲載するため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名、説明文、画像データ、返礼品事業者名等）を提供可能であること。
4. 配送事業者による発送が可能なものであり、かつ、発注後概ね１週間以内に発送できるものであること。（協議により特別に定める場合を除く。）また、著しく送料が高額でないものであること。
5. その他本事業の目的にふさわしい内容であること。
6. 返礼品の価格の提案

返礼品の価格（返礼品調達費用）は、3,000円以上で消費税を含めた価格とする。荷造・梱包代など返礼品調達以外に係る費用は、消費税を含めた価格とし別途明示して提案すること。

1. 危険負担
2. 寄附者へ返礼品配送が完了した前における返礼品の減失、毀損、減量、変質その他の起因する損害が返礼品提供事業者の帰責事由により発生した場合、返礼品提供事業者はかかる損害を負担する。この場合、返礼品提供事業者は、自己の費用をもって同等の返礼品を再度寄附者に向けて配送すること。
3. 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

３　返礼品の発送までの流れ

返礼品提供事業者は、市が指定するふるさと納税ポータルサイト運営者からの返礼品調達・発送準備依頼により返礼品を調達・発送します。なお、本市が寄附を受けてから、返礼品提供事業者に対して支払いを行うまでの流れは概ね次の図のとおりです。

＜返礼品調達業務フローイメージ図＞

配送事業者

寄　附　者

（多摩市外在住）

④返礼品送付

③梱包後、出荷

①寄附、

返礼品選択

受　託　者

②返礼品調達・発送指示

⑥経費支払い（翌月末払）

ポータルサイト運営事業者

⑤支払通知書送付、確認

４　応募方法

1. 提出書類
2. 多摩市ふるさと納税返礼品候補台帳登載申請書（様式１）（wordで提出）

※１事業者で１枚作成すること。

1. 返礼品提案書（様式２）（excelで提出）
2. 返礼品単価設定表（様式３）（excelで提出）
3. 【食料品・飲料品、役務（食事）の場合】アレルギー確認リスト（様式４）(excelで提出)
4. 【食料品・飲料品、役務（食事）の場合】食品衛生法に基づく営業許可を取得していることが分かる書類※

※東京都又は厚生労働省のオープンデータで確認できる場合は提出不要です。

　　カ　返礼品写真（返礼品の内容がわかるもの）

　　　　※市が依頼した場合に提出いただきます。

1. 提出方法

電子メール

1. 提出先

多摩市役所市民経済部経済観光課商工観光担当

E-mail：tm155000＠city.tama.tokyo.jp

1. 問い合わせ

多摩市役所市民経済部経済観光課商工観光担当

E-mail：tm155000@city.tama.tokyo.jp

電　話：042-338-6867　（平日9：00～17：00）

1. 書類提出後について

（１）の書類提出後、多摩市から記載内容の確認、追加資料の提出を依頼することがありますので、速やかに対応してください。一定期間経過後（依頼後最長１週間）対応がない場合は、確認できる内容を元に要件確認を行います。

５　多摩市返礼品候補台帳への登載・非登載の通知

1. 提案内容について、応募条件を満たしていることを確認し、満たしている場合は、台帳に登載します。登載・非登載の結果は提案者に通知します。
2. 台帳に登載された後、返礼品提供事業者と返礼品提供開始時期の調整を開始します。
3. 調整が完了した物品、役務は、ふるさと納税ポータルサイトの登録作業を経て、適宜掲載されます。なお、対応順序、掲載順序、掲載時期は本市に一任していただきます。
4. 台帳への登載期間は、登載された日の属する年度の翌年度末までです。

なお、登載の更新について、市より意向確認をさせていただきますが、登載内容に変更が無い場合は４（１）の書類提出は不要です。

６　内容の変更

1. ポータルサイトに掲載後、４（１）の記載内容に変更があった際は、速やかに様式を再提出してください。返礼品価格に変更があった際は、様式３のみ再提出してください。
2. （１）の内容変更により、応募条件を満たさなくなった場合は、返礼品の掲載を取りやめます。
3. （１）の書類の再提出があったときは５の規定を準用するものとします。

７　返礼品取扱の中止等

次の場合は、ポータルサイト等への掲載を中止又は、返礼品としての取扱を中止して台帳から抹消します。

1. 返礼品提供事業者が本市に掲載中止又は取扱の中止を申し出たとき。
2. 返礼品提供事業者又は返礼品が２（２）に規定する事項を満たさなくなったとき又は満たしていないことが判明したとき。
3. 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱、解釈の変更等により返礼品として相応しくないと判断したとき。
4. 返礼品の生産・製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
5. 他社が生産する物品、役務を取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。
6. 提案内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
7. 提案内容に虚偽があったとき又は、意図的に事実を隠して提案したとき。
8. 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
9. 返礼品の品質、役務の内容について寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが度重なるとき。
10. 返礼品提供事業者が本事業の実施に非協力的で、本事業の遂行に支障を来すと本市が判断したとき。
11. その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

８　優先的に取り扱う返礼品について

次の返礼品は本市の各種広報において優先的に取り扱う場合があります。

1. 全国的に知名度が高い又はメディア露出が多いなど、話題性の高い団体、施設、イベント、物品に関するもの
2. 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
3. 本市施策に関係性があるもの

９　個人情報取扱特記事項

返礼品提供事業者は業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び多摩市個人情報の保護に関する条例（平成17年条例第６号）のほか、関係法令を遵守してください。

10　その他

1. 寄附者が多摩市民の場合は、返礼品は送付できません。
2. 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い取りを確約するものではありません。
3. 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について本市に必ず報告をしてください。なお、品質等による補償やクレーム対応については、本市は一切の責任を負いません。
4. 提案に係る提出書類の返却は行いません。また、提案に要する一切の費用は、提案者の負担となります。
5. 要件に適合しても、本市が返礼品という性質を踏まえ、適当でないと判断した場合は候補台帳に登載しないことがあります。
6. ７のカ～サに該当し、返礼品の取扱いの中止があった場合は、同一事業者からの返礼品提案は中止した日付が属する年度は受付けません。
7. この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。
8. 自社のSNS等で返礼品のみを紹介する行為は、総務省からの通知に基づく「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」に該当する可能性があるため、SNS等での発信をする場合は、別途ご相談ください。